

道路整備財源の確保等に関する提言・要望

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
2. 有機的な道路ネットワーク整備のための財源確保について
 - (1) 高速自動車国道、一般国道、地方道等による有機的なネットワークを形成し、円滑な交通体系の確立を図るため、整備に当たっては、地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
 - (2) 新直轄方式の高速道路については、地域の実情等を十分に勘案し整備促進を図るとともに、抜本的見直し区間の整備に着手すること。
また、実質的な地方負担が生じないよう措置すること。
 - (3) インターチェンジ及びアクセス道路の整備促進等を図ること。
 - (4) 道路の拡幅、パークアンドライドなど渋滞解消対策を促進すること。
 - (5) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域連携道路などの整備を促進すること。
3. 事業評価の実施に当たっては、交通量を基準とする評価手法だけではなく、救急医療、地域活性化、安全・安心の確保など地域にもたらす様々な効果を総合的に評価する仕組みを導入すること。
4. 道路の権限移譲に関する関係市との協議・調整について
 - (1) 直轄国道の国から都道府県への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保される仕組みを構築すること。
 - (2) 権限移譲する個々の直轄国道の選定に当たっては、移譲後の管理水準を

含め、関係市と十分に協議を行うこと。

5. 橋梁等の道路施設の長寿命化が図れるよう、維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。

6. 道路整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。

7. 総合交通戦略に基づく歩行者・自転車利用空間の整備に対し、財政措置の充実強化を図ること。とくに、通学路における歩道整備を促進すること。

また、訪日外国人の利便性向上を図るため、道路案内標識等における外国語表記を推進すること。